

徳島県規則第十七号

徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県漁港管理条例施行規則（平成十三年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第四条中「又は条例」を「若しくは条例」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三法第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

第八条第三号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「、」を「、」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

様式第四号中「、」を「、」に、「漁港漁場整備法第38条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。